

規則等の概要

1 規則等の題名

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

2 改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されました。この改正により、小学校就学前子どもの保護者が子育てのための施設等利用給付を受け、又は子ども子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者が特定子ども・子育て支援施設等としての確認を受ける際に必要な手続、提出書類等が定められたため、静岡市子ども・子育て支援法等施行細則に必要な様式等を定めようとするものです。

3 規則等の案の内容（改正の内容）

(1) 子どものための施設等利用給付等に係る手続に要する次の様式を定めます。

ア 子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）第30条の5第1項の施設等利用給付認定・変更認定を受けようとする保護者が提出すべき申請書

【子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）第30条の5第1項】

イ 子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）第30条の5第1項の施設等利用給付認定・変更認定を受けようとする保護者が提出すべき申請書

【法第30条の5第1項】

ウ 子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）第30条の5第1項の施設等利用給付認定を受けた内容を変更する必要がある場合、提出すべき届書

【法第30条の8第1項】

エ 子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）第30条の5第3項の施設等利用給付認定が決定したときの通知

【法第30条の5第3項】

オ 子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）第30条の5第4項の施設等利用給付認定の申請について当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知

【法第30条の5第4項】

カ 子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）第30条の8第2項及び第4項の施設等利用給付認定の変更を行ったときの通知

【法第30条の8第2項及び第4項】

キ 子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）第30条の9第1項及び第2項の施設等利用給付認定の取消しを行うときの通知

【法第30条の9第1項及び第2項】

キ 子育てのための施設等利用給付認定の延期を行うときの通知

【法第 30 条の 5 第 5 項】

(2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認に要する次の様式を定めます。

ア 特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者が提出すべき申請書

【法第 58 条の 2】

イ 特定子ども・子育て支援施設等の住所等に変更があった場合に提出すべき申請書

【法第 58 条の 5】

ウ 特定子ども・子育て支援施設等の確認を辞退する場合に提出すべき申請書

【法第 58 条の 6 第 1 項】

(3) 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、「支給認定」という語が整理され、「教育・保育認定」という語に変更になったため、静岡市子ども・子育て支援法施行細則における「支給認定」という用語を「教育・保育認定」に変更します。

(4) 子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 5 第 4 号ロの規定による施設等利用給付認定の有効期間を定めます。

(5) (1) から (4) に定めるもののほか、所要の改正を行います。